

庁議（令和5年11月7日）結果について

- 1 開催日 令和5年11月7日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長
- 4 説明者 市民部長、福祉部長、健康・こども部長、学校教育部長、資産経営課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

- (1) 平塚市パートナーシップ宣誓制度に係る3市2町での連携協定の締結について

概要	平塚市パートナーシップ宣誓制度は、セクシュアルマイノリティや事実婚のカップルなど同性・異性を問わずお互いが人生のパートナーとして協力し合う関係であることを宣誓し、その事実に対して宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを交付するものである。 この度、同制度を利用している当事者が自治体間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、自治体間連携に関する協定を平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町及び二宮町で令和5年12月1日に締結し、令和6年1月1日に連携を開始する。
結果	審議の結果承認された。

- (2) 指定管理候補者の選定について

概要	令和6年4月に指定管理者を更新する6件22施設の指定管理候補者について、平塚市指定管理者選定等委員会においてプロポーザル方式により選定した。 この結果を受け、各施設において選定された団体を指定管理候補者として決定し、指定管理者として指定するための議案について、12月定例会へ上程したい。
結果	審議の結果承認された。

- (3) 旧相模小学校の利活用方針について

概要	旧相模小学校敷地の利活用については、令和3年度から庁内の関係課で組織する「旧相模小学校利活用庁内検討会」において検討を進め、令和5年5月に旧相模小学校の利活用方針（素案）を取りまとめた。 その後、地元自治会との意見交換等を踏まえたうえで作成した、利活用方針（案）を市の方針として策定したい。
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 「ひらつか健康・食育プラン21（第3次平塚市健康増進計画・第3次平塚市食育推進計画）」（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>国の「健康日本21（第三次）」の開始に合わせ、「平塚市健康増進計画（第2期）」及び「第2次平塚市食育推進計画」の両計画期間を1年間短縮し、本市の健康・食育を取り巻く現状やこれまでの取組を踏まえ、「第3次平塚市健康増進計画」及び「第3次平塚市食育推進計画」を連動し、「ひらつか健康・食育プラン21（素案）」を策定した。これに関し、内容を公表し、市民の意見を反映させるためパブリックコメントを実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見募集期間 令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで 2 周知方法 広報ひらつか（12月第1金曜日号）、市ウェブ、SNS、記者発表（資料提供） 3 閲覧場所 市役所本館、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター、保健センター 4 意見の提出方法 直接健康課（保健センター）へ持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム 5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、市の考えを一括して公表する
----	--

(2) 「平塚市国民健康保険第2期データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）」（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>平塚市国民健康保険第2期データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）は、国民健康保険加入者の健康の保持増進のため、医療情報や健診データなどを分析して、効果的・効率的な保健事業を実施するために策定するものである。現行の計画が最終年度を迎えるため、国の指針や本市の健康課題等を踏まえて、令和6年度から6年間の計画を策定する。</p> <p>この度、素案がまとまったので、パブリックコメント手続を実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見募集期間 令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで 2 募集内容の周知 広報ひらつか（12月第1金曜日号）、市ウェブ、SNS、記者発表（資料提供） 3 素案の閲覧方法 公共機関（市役所本館、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター）での閲覧及び市ウェブへの掲載 4 意見の提出方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム
----	--

	<p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表（回答）する。</p>
--	---

(3) 「平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第9期〕）」（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

<p>概要</p>	<p>「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち」を基本理念として令和3年3月に策定した平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）が令和5年度で終了することから、次期計画となる平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第9期〕）の策定を進めている。</p> <p>この度、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第9期〕）素案がまとまったので、広く市民に周知するとともに、市民意見を募集するパブリックコメント手続を次のとおり実施する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 意見募集期間 令和5年12月1日（金）から令和6年1月4日（木）まで</p> <p>2 周知方法 広報ひらつか（12月第1金曜日号）、市ウェブ、SNS、記者発表（資料提供）</p> <p>3 閲覧場所 市政情報コーナー、駅前市民窓口センター、市民活動センター、各公民館、各図書館、各福祉会館、地域包括ケア推進課、高齢福祉課、介護保険課</p> <p>4 意見の提出方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール、電子申請システム</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表、回答する。</p>
-----------	---

(3) 平塚市立土屋幼稚園における園児の入園休止及び令和6年度末の閉園について

<p>概要</p>	<p>1 園児入園の休止の経緯 11月1日に令和6年度4歳児の入園募集を受け付けたところ、土屋幼稚園への入園希望者が3人であったため、入園児の受け入れを休止した。このことにより、土屋幼稚園は、令和6年度は5歳児のみの保育となる。なお、入園願書を御提出いただいた3人の方には、その他の幼稚園への志願変更を御案内した。</p> <p>2 園児入園の休止条件 園児入園の休止は、平塚市立幼稚園の管理運営に関する規則で、「教育長が定める日において翌年度の入園に係る願い出があった4歳児の人数が5人未満となったとき（前年度以前にこの条件に該当したときを含む）」と規定されている。</p> <p>3 今後の予定 土屋幼稚園については、来年以降、入園児の募集は行わず、現在在園している4歳児が卒園することとなる令和6年度末で閉園となる。</p>
-----------	---